

不正取引業者処分ルール

平成 27 年 3 月 31 日制定
令和 2 年 8 月 1 日一部改正
令和 3 年 8 月 1 日一部改正

1. 目的

本ルールは、「公的研究費の管理・監査要領」に基づき、各省庁又は各省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究費、又はこれらに準ずる補助金等を財源として群馬県立産業技術センターで扱う研究費（以下「公的研究費」という。）の取引に関与する業者に係る手続き等を明確に示し、公的研究費の適正な使用・運用を確保することを目的とする。

2. 対象

本ルールは、群馬県立産業技術センター（以下「センター」という。）における公的研究費の取引に関与する業者に対して適用する。

3. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について

取引業者の不正関与が認定された場合、群馬県の定める「物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領」（平成 19 年 4 月 1 日施行）に準じて指名停止等の処分を行う。

4. 不正対策に関するルールについて

不正対策に関するルールを以下のように定める。

- ・不正な取引に関与した業者への取引停止等を行う。
- ・不正対策の業者への周知を徹底する。
- ・不正防止のため、公的研究費に関わる業者に対し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

5. 不正対策の業者への周知について

不正対策の業者への周知について以下のように行う。

（1）周知の内容

- ・不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針
- ・センターの不正対策に関する方針
- ・不正対策に関するルール

（2）周知方法

- ・センターホームページに掲載

（3）周知する時期、回数

- ・センターホームページに常時掲載
- ・内容に変更があった場合は、速やかにホームページを更新する。

6. 業者に提出を求める誓約書等について

(1) 業者に対し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、様式1に示す誓約書の提出を求める。なお誓約書には以下の内容を含めるものとする。

- ①センターの規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ②内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ③不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ④構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

(2) 提出を求める業者の選定方法は、過去の実績等の理由により以下のとおりとする。

選定方法：過去に一定の取引実績（回数、金額）があること

(3) 提出を求める時期及び回数は、以下のとおりとする。

時期：不正取引業者処分ルールの対象となった時

回数：不正取引業者処分ルールの対象となった時、ルールの見直しが行われた時

誓約書

各省庁又は各省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究費、又はこれらに準ずる補助金等を財源として群馬県立産業技術センターで扱う研究費（以下「公的研究費」という。）の適正な使用・運用を確保するために、以下について誓約します。

- (1) 群馬県立産業技術センターの公的研究費の管理・監査要領および不正取引業者処分ルール等に従い、不正には関与いたしません。
- (2) 公的研究費の内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議を申し立てません。
- (4) 群馬県立産業技術センター担当者から不正な行為の依頼等があった場合には、通報いたします。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

企業名

所在地

代表者名

印